

教員免許更新制における各種申請手続きQ & A

I 更新手続きの種類等について

I-1 新しい免許を取得したら、更新講習を受けなくてもいいと聞いたのですが、本当でしょうか。

所有している免許状や職に応じて下記のとおりとなります。

- (1) 新免許状の方は、新しい免許状に記載されている有効期間（最も遅く満了する有効期間）が、自動的に所有している免許状全ての有効期間となります。
- (2) 旧免許状の方で、現職教員（更新講習受講義務者）は、新しい免許を取得したことにより、修了確認期限の延期を行うことができます。その際は、修了確認期限延期の申請手続きが必要となります。
- (3) 旧免許状の方で、現職教員以外の方は、修了確認期限の延期を行うことができないので、生年月日等によって割り振られた修了確認期限までに、更新講習を受講する必要があります。

I-2 育児休業で1度修了確認期限の延長を行いました。育児休業を続けて取得することになりました。修了確認期限を再度延長することができますか。

できます。

やむを得ない事由により更新講習を修了できないと認められる場合は、修了確認期限を延期することができます。その際は、修了確認期限延期の申請手続きをしてください。

I-3 鹿児島県教育委員会発行の免許状を持っています。現在は、鹿児島県に住んでいませんが、申請手続きは、どのようにしたらいいですか。

免許更新制に係る各種申請については、教育の職にある方は、勤務地の都道府県の教育委員会、それ以外の方は、住所地の都道府県の教育委員会へ申請するようになっています。

該当する都道府県の教育委員会に申請方法等をお尋ねください。

I-4 期限を経過して、更新講習を受講した場合、どのような手続きをすればいいですか。

新免許状の方は、免許状の有効期間が経過しているので、免許状の授与申請が必要となります。

旧免許状の方は、更新制における手続きの中で「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書（第5号様式）」により申請してください。

ただし、最初の更新講習を修了した後、2年2ヶ月以内に上記手続きを行わないといけません。

I-5 いつまでに申請すればいいですか。

有効期間（修了確認期限）の2ヶ月前までに、申請してください。

I-6 各種申請手続きは、教員個人から県教育委員会へ書類提出するのでしょうか。

各種申請手続きは、所属長が取りまとめて行うこととしています。

(1) 市町村立学校の場合【使送便】

学校長が所属職員の申請を取りまとめ、所属名を記載した返信用封筒を準備した上で、市町村教育委員会を經由して県教育委員会に申請します。

(2) 県立学校の場合【使送便】

学校長が所属職員の申請を取りまとめ、所属名を記載した返信用封筒を添えて県教育委員会に申請します。

(3) 鹿児島大学附属学校及び私立学校の場合【郵送】

学校長が所属職員の申請を取りまとめ、所属名を記載した返信用封筒を添えて県教育委員会に申請します。

II 申請書の様式について

II-1 各種申請書の様式はどうしたら入手できますか。

鹿児島県教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。

①各様式の掲載場所

<http://www.pref.kagoshima.jp/ba03/kyoiku/saiyo/koushin/kyuumennsinnsei.html>

②鹿児島県教育委員会のホームページを開くと、画面の右下に「教員採用・教員免許」のボタンがあります。

ボタンをクリックした次の画面に「教員免許更新制における各種申請手続き」のタイトルがあります。

タイトルをクリックした次の画面で、各種申請書をダウンロードすることができます。

III 申請書等の記入について

更新講習修了確認申請書（第4号様式）

III-1 裏面には何を書けばいいですか。

表面の「有する免許状」欄や「修了又は履修した免許状更新講習」欄が不足する際に記入ください。

（例えば、所有免許状が4つ以上、更新講習の受講が5つ以上ある場合）

III-2 持っている免許状の名称は〇級となっています。〇種に変更になっていると思いますが、「有する免許状」欄はどのように記入すればいいですか。

お持ちの免許状の名称どおりに記入ください。

III-3 「修了又は履修した免許状更新講習の開設者」欄は、何を書けばいいですか。

受講した更新講習の開設大学等の名称を記入ください。

免許状更新講習免除申請書（第7号様式）
免許状更新講習免除に関する証明書（第1号様式）

Ⅲ－４ 「免許状更新講習免除に関する証明書」の証明者は誰になりますか。

学校で勤務する方については、学校長又は園長の証明となります。
ただし、申請者が学校長又は園長の場合は、国立学校は大学長、私立学校は理事長、市町村立学校は市町村教育委員会（教育長ではない。）の証明となります。

教育委員会で勤務する者については、所属長の証明となります。
ただし、申請者が所属長の場合は教育長、申請者が教育長の場合は教育委員会の証明となります。

Ⅲ－５ 教頭や指導主事等の経験のある教諭は、免除対象者となりますか。

更新講習受講期間内の申請した時点での職により、免除対象者となりますので、過去の職歴は考慮されません。（受講期間の2年目に免除対象ではない職になった場合、1年目に免除の申請をしていなければ、更新講習の受講・修了が必要です。）

修了確認期限延期申請書（第6号様式）
有効期限（修了確認期限）の延期（延長）に関する証明書（第2号様式）

Ⅲ－６ 延期の期限はいつまでですか。

延期の事由が休職、育休又は在外教育施設に派遣等の場合は、その事由がなくなった日から、2年2ヶ月以内の範囲において、延期の事由が免許状を取得したことによる場合は、免許状授与日の翌日から、10年を超えない範囲において、修了確認期限の期間を定めることとなります。

上記以外の事由等については、県教育委員会へお尋ねください。

Ⅲ－７ 「有効期限（修了確認期限）の延期（延長）に関する証明書」の証明者は誰になりますか。

Ⅲ－４と同様です。

Ⅲ－８ 新しい免許状を取得したことにより、延期の申請をしますが、「延期事由」欄の（～）は、何を書けばいいですか。

記入しなくていいです。

Ⅳ 添付書類について

Ⅳ－１ 全ての免許状に写しを添付するとありますが、二種免許状と一種免許状を所有している場合、両方とも添付するのでしょうか。

旧免許状の方は、免許状を選んで更新することは出来ません。（所有する免許状全てを更新することになります。）

一種免許状を有しているからといって、二種免許状の効力が無くなるわけではありません。免許状の種類を問わず、所有する全ての免許状の写しを添付してください。

IV-2 免許状を紛失してしまったのですが、申請をすることができますか。

更新等を行う所有免許状の確認のために、必要な書類になりますので、免許状を授与した都道府県教育委員会から、免許状か免許状授与証明書の交付を受けて、必ず添付してください。

IV-3 原本証明はどうやって受ければいいですか。

免許状を表裏（印字のある面）ともコピーしたものに、「原本と相違ないことを証明する」旨の学校長の証明（公印による）を受けてください。

IV-4 県の収入証紙はどこで買えますか。

県内各地に収入証紙販売所が指定されています。
鹿児島県のホームページに販売所の一覧を掲載していますので、最寄りの販売所でお買い求めください。

収入証紙販売所の掲載場所

<http://www.pref.kagoshima.jp/ba03/kyoiku/saiyo/menkyo/hanbai.html>

IV-5 免許状に記載されている姓と現姓が違うのですが、どうすればいいですか。

免許状所有者と申請者が同一人物であることを確認することが必要となります。改姓したことの分かる書類（戸籍抄本等）を申請書類に添付してください。

IV-6 大学から届いた「免許状更新講習修了証明書」を紛失しました。どうしたらいいですか。

大学へ相談し、再交付を受けてください。

V その他

V-1 更新講習修了確認証明書をなくしてしまいました。再交付できますか。

更新講習修了確認証明書は再発行できません。（免除や延期等に関する証明書も同様です。）

次の修了確認期限の確認が必要な際は、免許状を授与した都道府県教育委員会へ「免許状授与証明書」の交付を受けてください。授与証明書に、修了確認期限の記載があります。

V-2 更新講習修了確認証明書の発行を受けた後に、結婚をして姓が変わったのですが、証明書の氏名を変更することができますか。

できません。